

## 第1章 高齢者虐待とは

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止・養護者支援法」という。）では、高齢者の尊厳の保持や権利利益の擁護の観点から、高齢者虐待の防止等に関する国や地方公共団体の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者への負担軽減を図るための支援の措置等が定められています。

平成18年4月1日の法施行後、高齢者虐待事例の増加等を背景に介護保険法等の関係法令が段階的に改正されており、虐待防止についての対策が強化されています。

### 1 高齢者虐待の定義と種類

#### (1) 高齢者虐待防止・養護者支援法による定義

##### ア 「高齢者」とは

高齢者虐待防止・養護者支援法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義しています（同法第2条第1項）。ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます（同法第2条第6項）。

##### ①65歳未満の者への虐待について

上記以外の65歳未満の者に虐待が生じている場合も支援が必要です。

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域支援事業については、事業の実施主体である市町村等が、介護保険法第9条第1項に定める「第一号被保険者」、同条第2項に定める「第二号被保険者」の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うことを目的として行う事業であり、地域支援事業（包括的支援事業）の権利擁護業務において、成年後見制度の活用の促進や老人福祉施設等への措置の支援を行うことが地域支援事業実施要綱に明記されています。

また、サービス付き高齢者向け住宅には、原則60歳以上の高齢者が入居しています。

高齢者虐待防止・養護者支援法第9条第2項において、市町村又は市町村長は、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の第10条の4及び第11条の規定による福祉の措置を講じることができ、老人福祉法第5条の4において、65歳以上の者（65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。）を対象としています。

ただし、18歳以上65歳未満の在宅の障害者に対する養護者による虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止・養護者支援法」という。）での対応が基本であることに留意することが必要です（「「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」の一部改正について」令和

3年12月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡)。

## ②65歳以上の障害者への虐待について

65歳以上の障害者については、「高齢者虐待防止・養護者支援法」と「障害者虐待防止・養護者支援法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。この法律の間に優先劣後の関係はないため、障害福祉所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の規定により対応することになります(被虐待者の状況等に鑑み、障害者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を適用する等)。

〔図表1-1〕障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在 場所  年齢	在宅 (養護者 ・保護者)	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所 ※5
		障害者総合支援法		介護保険法 等	児童福祉法				
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支援 事業所	高齢者施設 等(入所系、 通所系、訪問 系、居住系等 含む)	障害児通 所支援事 業所	障害児入 所施設等 ※3	障害児相 談支援事 業所		
18歳 未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (都道府県) ※1			—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	児童福祉 法 ・適切な 権限行使 (都道府県) ※4	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)		
18歳 以上 65歳 未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	—  【特定疾病 40歳以上】	(20歳まで) ※2  —	【20歳まで】  —	—	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的 防止措置 (施設長・ 管理者)
65歳 以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)			高齢者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	—	—	—		

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。  
なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等(児童福祉法第33条の10)

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

※5 令和4年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月から、精神科病院における業務従事者による障害者虐待については精神保健福祉法の対象となっている。

出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和6年7月), 2024, p. 17.

## イ 「養護者による高齢者虐待」とは

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護等の世話、自宅の鍵の管理等、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられますが、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

なお、下記のとおり、経済的虐待については、高齢者の親族であれば、養護者に該当しない者も、虐待の主体となりますので留意してください。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が高齢者に対して行う次の行為とされています（高齢者虐待防止・養護者支援法第2条第4項）。

〔図表1-2〕「養護者による高齢者虐待」の定義

誰が (虐待の主体)	誰に対し (虐待の客体)	いかなる行為をすることか (虐待の態様)	種類
養護者（高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者）が (第2条2項、同条第4項第1号)	その養護する高齢者（65歳以上の者）に対し (第2条1項、同条第4項第1号)	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること (第2条第4項第1号イ)	身体的虐待
		高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること (第2条第4項第1号ロ)	「介護・世話の放棄・放任」又はネグレクト
		高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと (第2条第4項第1号ハ)	心理的虐待
		高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること (第2条第4項第1号ニ)	性的虐待
養護者又は高齢者の親族が (第2条第4項第2号)	高齢者に対し (第2条第4項第2号)	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること (第2条第4項第2号ホ)	経済的虐待

高齢者虐待防止・養護者支援法では、養護者による虐待を対象としているため、養護者に該当しない場合は高齢者虐待防止・養護者支援法の直接の対象とはなりません。

ただし、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合には、高齢者虐待防止・養護者支援法の取扱いに準じた対応をすることが求められます（詳細はp. 11 「(3) 高齢者虐待防止・養護者支援法の取扱いに準じた対応」参照）。

## ウ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」（以下「養介護施設等」という。）の業務に従事する者が行う次の行為とされています（高齢者虐待防止・養護者支援法第2条第5項）。

また、養介護施設等における養介護施設従事者等による高齢者虐待については、高齢者虐待防止・養護者支援法第24条の規定により、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとされています。

特に介護保険法においては、指定居宅サービス事業者や指定介護老人福祉施設の開設者等に、要介護者や要支援者に対する人格尊重義務が課されており、その違反行為は「人格尊重義務違反」として、指定の取消等の行政処分の対象となります。高齢者虐待はまさに高齢者の人格を尊重する義務に違反する行為であることから、虐待に関する事実確認については、同法の権限を適切に行使することが必要です。

〔図表1-3〕「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の定義

誰が (虐待の主体)	誰に対し (虐待の客体)	いかなる行為をすることか (虐待の態様)	種類
養介護施設（老人福祉施設、有料老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター）の業務に従事する者が (第2条第5項第1号)	当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者に対し (第2条第5項第1号)	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること (第2条第5項第1号イ)	身体的虐待
		高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他的高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること (第2条第5項第1号ロ)	「介護・世話の放棄・放任」又はネグレクト
		高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他的高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと (第2条第5項第1号ハ)	心理的虐待
		高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること (第2条第5項第1号ニ)	性的虐待
		高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること (第2条第5項第1号ホ)	経済的虐待
養介護事業（老人居宅生活支援事業、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業）において業務に従事する者が (第2条第5項第2号)	当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者に対し (第2条第5項第2号)	身体的虐待、「介護・世話の放棄・放任」若しくはネグレクト、心理的虐待、性的虐待又は経済的虐待を行うこと (第2条第5項第2号)	

### ①上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の対象となる高齢者虐待防止・養護者支援法に規定する施設・事業は、上記のとおり限定列举となっています。このため、上記に該当しない施設等（有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等）については、養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されません。

しかし、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は「養護者による高齢者虐待」として対応していくことが必要です。

### ②医療機関における高齢者への虐待について

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止・養護者支援法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止・養護者支援法ではなく、医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査等を行い、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

また、精神科病院に入院している高齢者に関しては、令和4年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）改正により、令和6年4月から新たに精神科病院における業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県等に通報すること等が義務となりました。

#### 〔図表1-4〕精神科病院における虐待通報窓口（東京都福祉局ホームページより）

精神保健福祉法の改正により、令和6年4月から、精神科病院における虐待通報が義務化されます。

都では、精神科病院における虐待の未然防止や早期発見の取組を進めるため、常設の虐待通報窓口を開設し、精神障害に関する専門的な知識や経験等を有する職員が、通報や相談を受け付けます。

#### 1 開設日

令和6年3月4日（月曜日）正午

#### 2 受付時間

平日 午前9時から午後5時まで（土日祝日、年末年始は除く。）

#### 3 対象者

- (1) 精神科病院で職員による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した方
- (2) 精神科病院で職員による虐待を受けたご本人又はそのご家族

#### 4 通報窓口

(1) 電話 03-5320-4463（直通）

(2) メール seishin-tuho@section.metro.tokyo.jp

(3) 郵送 〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 虐待通報窓口 宛

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai\\_shisaku/seishin-tuho](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/seishin-tuho)

(※) 精神保健福祉法とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）のこと。

## (2) 高齢者虐待の主な種類

高齢者虐待の主な種類として、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待があります。

〔図表 1-5〕 養護者による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。</li> <li>・刃物や器物で外傷を与える。など</li> </ul> <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。</li> <li>・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※1）など</li> </ul> <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。</li> <li>・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など</li> </ul> <p>④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。）</li> <li>・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。</li> </ul> <p>など</p>
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者の身体・精神的状態を悪化させていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。</li> <li>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。</li> <li>・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。</li> </ul> <p>など</p> <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊や病気の状態を放置する。</li> <li>・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。</li> <li>・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。</li> </ul> <p>など</p> <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。</li> <li>・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。</li> </ul> <p>など</p>

iii 心理的虐待	<p>○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど。）</li> <li>・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。</li> <li>・ 侮蔑を込めて、子どものように扱う。</li> <li>・ 本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。</li> <li>・ 排泄交換や片づけをしやすという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。</li> <li>・ 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。</li> <li>・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する。</li> </ul> <p>など</p>
iv 性的虐待	<p>○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。</li> <li>・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。</li> <li>・ 人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。</li> <li>・ 性器を写真に撮る、スケッチをする。</li> <li>・ キス、性器への接触、セックスを強要する。</li> <li>・ わいせつな映像や写真を見せる。</li> <li>・ 自慰行為を見せる。</li> </ul> <p>など</p>
v 経済的虐待 (※3)	<p>○ 本人の合意なしに(※2)又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること、あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。</li> <li>・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。</li> <li>・ 年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。</li> <li>・ 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。</li> <li>・ 世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。</li> <li>・ 施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。</li> </ul> <p>など</p>

(※1) 「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

(※2) 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者又は親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

(※3) 経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

出典：厚生労働省老健局，市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月改訂），2025，p. 8-9.

〔図表 1-6〕 養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。</li> <li>・ぶつかって転ばせる。</li> <li>・刃物や器物で外傷を与える。</li> <li>・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。</li> <li>・本人に向けて物を投げつけたりする。</li> </ul> <p>など</p> <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</li> <li>・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。</li> <li>・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。</li> <li>・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。</li> <li>・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。</li> <li>・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。</li> </ul> <p>など</p> <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束等</p>
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</li> <li>・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</li> <li>・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。</li> <li>・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。</li> </ul> <p>など</p> <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。</li> <li>・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。</li> <li>・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。</li> </ul> <p>など</p> <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。</li> <li>・必要な眼鏡、義歯、補聴器等があっても使用させない。</li> </ul> <p>など</p>

	<p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。</li> <li>・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。</li> <li>・必要なセンサーの電源を切る。</li> </ul> <p>など</p> <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。</li> </ul> <p>など</p>
iii 心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・怒鳴る、罵る。</li> <li>・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言い脅す。</li> </ul> <p>など</p> <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。</li> <li>・日常的にからかったり、「死ぬ」など侮蔑的なことを言う。</li> <li>・排泄介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。</li> <li>・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。</li> <li>・本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。</li> </ul> <p>など</p> <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。</li> <li>・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。</li> <li>・話しかけ、ナースコール等を無視する。</li> <li>・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。</li> <li>・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など</li> </ul> <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。</li> <li>・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。</li> </ul> <p>など</p> <p>⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。</li> <li>・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。</li> <li>・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。</li> </ul> <p>など</p> <p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。</li> <li>・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。</li> <li>・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。</li> <li>・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。</li> <li>・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。</li> </ul> <p>など</p>

iv 性的虐待	<p>○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。</li> <li>・ 性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。</li> <li>・ わいせつな映像や写真を見せる。</li> <li>・ 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。</li> <li>・ 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままに放置する。</li> <li>・ 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。</li> </ul> <p>など</p>
v 経済的虐待 (※3)	<p>○ 本人の合意なしに（※2）、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること、あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。</li> <li>・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。</li> <li>・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。</li> <li>・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。</li> </ul> <p>など</p>

（※1）身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

（※2）本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者又は親族との関係性・従属性や従来の子帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

出典：厚生労働省老健局, 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月改訂）, 2025, p. 10-12.

### (3) 高齢者虐待防止・養護者支援法の取扱いに準じた対応

高齢者虐待防止・養護者支援法の取扱いに準じた対応とは、区市町村や地域包括支援センターが、主に在宅における高齢者への権利侵害のうち、高齢者虐待防止・養護者支援法の対象外となる虐待等に対し、介護保険法に基づいた地域支援事業における権利擁護業務等や、老人福祉法に基づく権限行使を行う等、可能な限り、高齢者虐待防止・養護者支援法に基づいた対応と同様の対応を行うことを言います。

なお、高齢者虐待防止・養護者支援法の取扱いに準じた対応においては、同法第11条の立入調査と第13条の面会制限の権限行使はできないことに留意が必要です。

実際の対応としては、ケース会議を開催して高齢者虐待防止・養護者支援法の取扱いに準じた対応の必要性を関係部署・機関等で共有を図り、事実確認と安全確認、アセスメントに基づく支援方針の立案と役割分担の明確化、必要に応じて老人福祉法第10条の4及び第11条による措置（以下「やむを得ない事由による措置等」という。）や区市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求（以下「区市町村長申立て」という。）等の権限行使等の対応や、助言・指導（介護サービスの利用・変更を含む）等を具体的事案に応じて行うことです。

なお、これらの支援では、複数の部署や機関等による連携対応が必要になることもあるため、高齢者虐待対応の枠組みだけでなく、事案に応じて介護保険法の地域支援事業における権利擁護事業や、重層的支援体制整備事業等（※）実施自治体においては、社会福祉法第106条の4第2項第1号に基づく包括的相談支援や同項第4号に基づくアウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みを活用して支援することが考えられます。

（※）区市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの（任意事業）。令和2年の社会福祉法改正により創設、令和3年度から施行。

高齢者虐待防止・養護者支援法の取扱いに準じた対応の具体例としては、以下があげられます。

#### ① 養護、被養護の関係が明らかでない65歳以上の高齢者への虐待について

高齢者虐待防止・養護者支援法が対象としているのは、養護者（「現に養護する者」）による虐待のため、養護者に該当しない場合（養護、被養護の関係にない65歳以上の夫婦間での暴力や、成人した子の世話をしている高齢者がその子から受ける暴力等）は、高齢者虐待防止・養護者支援法の直接の対象とはなりません。

しかし、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合、介護保険法の地域支援事業における権利擁護事業や老人福祉法上の措置等により、高齢者虐待防止・養護者支援法の取扱いに準じた対応をすることが求められます。また、事案に応じて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）や刑法等により対応することになります。

前述のDV防止法では、年齢に制限はなく高齢者も対象とされており、高齢者虐待防止・養護者支援法との関係性において優先劣後の関係にないことから、事案に応じて高齢者の

権利救済のためにどちらの法律での対応が適切か協議することが大切です。

なお、虐待対応における、相談・通報の受理段階では、虐待を行った者が「現に養護する者」であるかどうかの判断が難しいケースもあることから、まずは「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、事案に応じて適切に、高齢者虐待防止・養護者支援法の取扱いに準じた対応やDV防止法の所管課や関係機関につないでいく等の対応をすることが必要です。

## ② セルフ・ネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否する等により、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、他者からの虐待行為を受けているわけではないため、高齢者虐待防止・養護者支援法の対象外となっています。

しかし、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」、「困っていない」等、区市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。

そこで、相談を受けた区市町村や地域包括支援センターは、地域支援事業における総合相談支援業務や権利擁護業務等の一環として、積極的な対応が求められます（重層的支援体制整備事業を実施している自治体においては、その一環として対応することも考えられます。）。その際、単に関わりを拒否する者としてではなく、そこに至った背景、生活歴、パーソナリティや生き辛さへの理解に基づき対応します。また、必要に応じて、高齢者虐待防止・養護者支援法の取扱いに準じた対応として、やむを得ない事由による措置等による保護や成年後見制度の区市町村長申立て等の権限行使等を検討します。

こうした対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です（「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者のセルフ・ネグレクト及び消費者被害への対応について」平成27年7月10日老推発0710第2号）。

また、令和3年4月1日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）が施行され、全ての介護サービス施設・事業所を対象に「高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置」

（虐待防止対策検討委員会の定期的な開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者の配置）（以下「高齢者虐待防止措置」という。）が義務付けられ、養介護施設等の従事者がセルフ・ネグレクト等の虐待に準じる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、事業所に「必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）」を図ることが望ましいことが通知されています（「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」平成11年9月17日老企第25号）。

よって、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者が早期に適切な支援につながるよう、介護サービス事業所に対する研修等において周知を図る必要があります。

なお、セルフ・ネグレクトへの対応における個人情報の取扱いについては、区市町村等

の行政機関は、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、特定した利用目的の範囲内で当該個人情報を保有する行政機関内で利用し、又は第三者に提供することができます（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。））（個人情報保護法第61条第1項）。

また、セルフ・ネグレクトへの対応のための利用が利用目的の範囲外となる場合であっても、高齢者等の本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合（個人情報保護法第69条第2項第4号）等には、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、当該個人情報を利用した事実確認や情報収集、情報共有を行うことができます。

そして、医療機関等の個人情報取扱事業者においては、本人の同意に基づくことが困難な場合であっても、本人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合（個人情報保護法第27条第1項第2号）や、区市町村や地域包括支援センターが行う地域支援事業における権利擁護事業、重層的支援体制整備事業における事務の遂行に協力する必要がある場合であって本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同項第4号）等には、情報提供を行うことができます。

【図表1-7】高齢者虐待防止・養護者支援法の取扱いに準じた対応が求められる例

- ① 「養護者」ではない親族や、信頼関係が期待される第三者からの虐待
- ② 認知症等の未受診で、家族が過剰な介護負担を抱えている等、虐待とは峻別しがたい事案
- ③ 一人暮らし等の高齢者で、認知症やうつ等のために生活能力・意欲が低下し、極端に不衛生な環境で生活している、必要な栄養摂取ができていない等、客観的にみると本人の人権が侵害されている事案〔セルフ・ネグレクト（自己放任）〕
- ④ 虐待を受けた者が65歳未満であるが、介護保険の適用となる特定疾患を有している等、高齢者福祉の分野で支援が必要であると考えられる事案

#### 【取組事例】要支援者への支援に重点を置いたごみ屋敷対策（足立区）

足立区では、『足立区生活環境の保全に関する条例』に基づき、近隣住民の生活環境に多大な影響を及ぼすような状態にある、いわゆる『ごみ屋敷』改善のための対策に取り組んでおり、平成24年～令和6年までの13年間で387件の相談を受け、うち351件について解決を図ってきています（令和8年1月現在）。

住環境の保全は、住民が地域で安心して生活するうえでの基盤となりますが、例えば精神疾患や認知症等を抱える要支援者は、支援を周囲に求める力の低下や欠如により、自らの住環境の荒廃、セルフ・ネグレクト状態等、支援が届かず地域に取り残されたままとなる危険性を伴っています。

足立区のごみ屋敷対策の特色は、「要支援者への支援に重点を置き、各関係機関と連携し粘り強く取り組むこと」にあります。強制的にごみを片付けるだけではいずれ再発してしまうため、時間と労力がかかりますが、要支援者の抱える問題を一つひとつ解決する、きめ細やかな対応は『足立区モデル』として全国的にも注目を集めています。

## 2 高齢者虐待の捉え方や判断について

### (1) 困難が生じている事実に着目する

事案への支援においては、高齢者又は家族、養介護施設等に生じている困難に着目し、高齢者の権利擁護の観点から必要な援助を行い、状態を改善していくことが重要です。このため関係者は、当該事案の解決のためには、それが高齢者虐待に該当するか否かを判断すること自体を目的化することのないよう、認識しておく必要があります。

高齢者虐待は、それが小さな“芽”のうちから対応することが、深刻な虐待の予防につながるものです。虐待とは明確に判断できない場合であっても、介護者や養介護施設従事者等の不適切な関わりによって高齢者の生活に支障が出ている場合には、何らかの支援や指導・助言等を行うことで改善を図っていくことが大切です。

また、虐待の発見時には深刻な状態に見えていなくとも、支援の過程で新たな虐待の事実が明らかになることや、有効な手段が見い出せずに虐待が深刻化すること等が考えられます。対応に当たっては、こうした状況があることを念頭において支援の方策を検討するとともに、十分な初動体制を確保できる仕組みを検討していく必要があります。

### (2) 虐待しているという「自覚」は問わない

養護者や養介護施設従事者等の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応することが必要です。

養護者の中には、介護の正しい方法が分からなかったり、養護者自身の心身状況によって適切な介護が行えず、結果として虐待の状態となってしまうこともあります。このような場合には、養護者を適切に支援して虐待状態の解消を図ることが必要です。

### (3) 高齢者の「自覚」は問わない

高齢者が、自分が虐待されていると自覚しているかどうかは問題になりません。本人には自覚がなくても、客観的にみて権利が侵害された状態に置かれている場合には、高齢者虐待に当たるものとして、必要な介入や支援の対象と考えるべきです。

高齢者の心理として、自分が不当・不適切な扱いを受けていると感じながらも、第三者に対しては親族をかばう等の気持ちから、これを認めない場合があります。また、長年の家族関係の中で、客観的には高齢者虐待に当たるほどの不当・不適切な扱いを受けていても、それが日常的であり、あきらめてしまっている場合もあります。

### (4) 「経済的虐待」の捉え方について

経済的虐待については、高齢者が子の生計を支えている場合等もあり、虐待に当たるかどうかを判断することが困難な場合が少なくありません。

経済的虐待に当たるか否かは、高齢者が納得し、その意思に基づいて財産が管理されているか、実際に高齢者の生活や介護に何らかの支障が出ていないか、等が判断のポイントとなります。

たとえ高齢者本人が納得していると思われる場合でも、これまでの家族関係や虐待に対する心理的圧力等から、合意せざるをえない状況であることも考えられます。本人の意思が表面的なものである可能性を踏まえ、真意を丁寧に確認していくことが重要です。

高齢者が認知症等により判断能力が不十分と考えられる場合には、財産を管理している人と本人との関係や、客観的にみて本人の利益にかなっているかどうかを考慮し、判断する必要があります。

## (5) 「介護・世話の放棄・放任」の捉え方について

高齢者を介護する家族の中には、「介護は家族の役割」という思い込みや責任感から、介護する家族が自らの可能な範囲を超えて介護を抱え込み、肉体的・精神的な負担を増大させ、結果として虐待を招いている場合もあります。また、介護する家族自身の疾病や障害等の状況によって、高齢者に適切な介護が行えない状態が継続し、虐待の状態に陥っている場合もあります。

したがって、介護・世話の放棄・放任に関しては、その対応において、家族に対し介護・世話を過度に負担させることにならないよう注意が必要です。そして、養護者やその他の家族の介護・世話に対する意識や無理なく負担できる範囲を見極めながら、養護者に対しても必要な支援を行っていくことが求められます。

一方で、高齢者が施設や医療機関に入所・入院しても、身元引受人である養護者と連絡がつかなかったり、利用料金の滞納が発生するといった事案や、意図的に必要な介護や世話を行わず、高齢者が劣悪な環境で暮らし、栄養失調や脱水症状が激しい等の深刻な事案があることも忘れてはなりません。

養介護施設・事業所においても、適切な世話や介護を怠り高齢者の生活環境や身体・精神状態に悪影響を及ぼしてしまう行為や、高齢者の状態変化を見落としとして対応が遅れてしまうこと、夜間帯等の職員が少ない時間帯においてナースコール等を利用できない状態にする等の事案も発生しています。これらの事案の背景には、養介護施設・事業所における人員不足や職員の知識・技術の不足等、養介護施設・事業所が抱える構造的な課題がある可能性があります。

養介護施設・事業所に対しては、施設・事業所内での高齢者虐待防止の取組を促進させ、職員の意識やスキル向上を目指すための適切な指導・助言を行っていくことが必要です。

## (6) 身体的拘束等に対する考え方

「身体拘束とは、本人の行動の自由を制限すること」<sup>\*1</sup>です。本人以外の者が本人の行動を制限することは、当然してはならないことです。

介護保険法及び老人福祉法に基づいた施設等では、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない」<sup>\*2</sup>と規定しており、身体的拘束等を原則禁止しています。

\*1 引用：厚生労働省老健局「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」令和7年3月、p5.

\*2 参考：厚生労働省老健局「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（令和6年5月23日老発0523第1号）  
「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）

身体的拘束等の具体例として、次のような行為があげられますが、これらの11項目はあくまでも例示であり、他にも身体的拘束等に該当する行為があることに注意する必要があります。

〔図表 1－8〕身体的拘束等の具体例

- ①ひとり歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議，身体拘束ゼロへの手引き（一部改変），2001, p. 7.

身体的拘束等は、かつては医療や介護の現場では援助技術の一つとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯があります。しかし、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下等、高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあることに加え、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

「身体拘束ゼロへの手引き」が作成された平成13年以降、平成17年に、介護保険法の目的規定（同法第1条）に高齢者の「尊厳の保持」が加えられる等の改正があったほか、令和6年1月1日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号。以下「認知症基本法」という。）が施行される等の新たな立法もありました。このような背景のもと、厚生労働省において「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」（令和7年3月）が作成されました。

養介護施設や医療・保健分野等においては、身体拘束等に伴う危険性の認識が高まっており、現在では、身体拘束ゼロへの取組は介護分野だけでなく医療・保健分野等にも普及しています。

一方で、高齢者の尊厳を損なう不当な身体拘束等は、養介護施設だけでなく、当該高齢者の生活する在宅においても確認されています。当該手引きでは、高齢者に対する不当な身体拘束の廃止・防止を目的として、養介護施設に加えて在宅における養介護事業所と家族等も対象となりました。

〔図表1-9〕拘束が拘束を生む「悪循環」

身体拘束による「悪循環」を認識する必要がある。認知症があり体力も弱っている高齢者を拘束すれば、ますます体力は衰え、認知症が進む。その結果、せん妄や転倒などの二次的、三次的な障害が生じ、その対応のためにさらに拘束を必要とする状況が生み出されるのである。

最初は「一時的」として始めた身体拘束が、時間の経過とともに、「常時」の拘束となってしまう、そして、場合によっては身体機能の低下とともに高齢者の死期を早める結果にもつながりかねない。身体拘束の廃止は、この「悪循環」を、高齢者の自立促進を図る「よい循環」に変えることを意味しているのである。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議，身体拘束ゼロへの手引き（一部改変），2001，p. 7.

緊急やむを得ない場合の「適正な手続き」には、本人等のアセスメントを十分に行い、施設・事業所の組織及び本人・家族・関係者等で、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件を満たすかどうか等を慎重に協議し、本人や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る努力が求められます。そして、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合等には直ちに解除する必要があります。直ちに解除するには、一時的に解除して、本人の状態を観察し、身体的拘束等の継続が本当に必要なのか、常に観察、再検討を行っていく必要があります。これらの手続きについては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、2年間保存することが必要です。

〔図表1-10〕「緊急やむを得ない場合」に検討する三要件（全て満たすことが必要）

- 切迫性：本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- 一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

緊急やむを得ない場合の身体的拘束等について、本人や家族へ説明し、十分な理解を得ることは、単に同意書があればよいことではなく、家族の希望があれば身体的拘束等を行うことができるということでもありません。あくまでも、「緊急やむを得ない」場合であることの客観的な判断が必要であり、しかも慎重かつ十分な手続きのもとでなされる必要があります。緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行った場合においては、速やかに解除に向けて取り組む必要があります。

これらの「緊急やむを得ない場合」の「適正な手続き」を経っていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

令和6年度の介護報酬改定に伴う基準省令改正にて、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、これまで規定のなかった訪問・通所系サービスにも、入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者（利用者）の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することの規定を設

け、全ての介護サービス事業者において、身体的拘束等は原則として禁止しました。

また、施設系・居住系に加え短期入所系・多機能系サービスにも身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施（以下「身体的拘束等の適正化のための措置」という。）措置を講じることとしました。当該措置は、身体的拘束等を行ってなくても講じることが義務付けられています。

なお、身体的拘束等を行う場合におけるその態様及び時間、その際の入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない理由の記録がない場合、又は身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する身体拘束廃止未実施減算を導入しています。

〔図表 1 - 1 1〕 身体的拘束等に関する運営基準等（指定介護老人福祉施設の場合）

**○ 厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）**

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第11条第5項及び第6項又は第42条第7項及び第8項に規定する基準に適合していること。」

**○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）**

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第 11 条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

1～3（略）

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 第 11 条第 6 項第 4 号から第 6 号については、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護についても同様の内容である。

〔図表 1 - 1 2〕 身体的拘束等に関する運営基準等（指定介護老人福祉施設の場合）

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日  
老企第 43 号）

第四 運営に関する基準

1～9（略）

10 指定介護福祉施設サービスの取扱方針

(1)（略）

(2) 同条第四項及び第五項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の三つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続を極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

なお、基準省令第三十七条第二項の規定に基づき、当該記録は、二年間保存しなければならない。

(3)～(5)（略）

〔図表 1 - 1 3〕 身体拘束廃止未実施減算について

■ 施設系サービス、居住系サービス（平成 30 年度介護報酬改定にて減算率の見直し）

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

■ 短期入所系サービス、多機能系サービス（令和 6 年度介護報酬改定にて新設）

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

（参考）身体的拘束等の適正化のための措置

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

### 3 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点

#### (1) 高齢者虐待対応の目的

高齢者虐待防止・養護者支援法第1条に示されているとおり、高齢者虐待対応の目的は、高齢者の権利利益の擁護に資することを、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責任のもとで促進することです。

#### (2) 高齢者虐待対応の基本的な視点

##### ア 虐待を未然に防止することから高齢者の生活が安定するまでの継続的な支援

高齢者虐待対応においては、高齢者に対する虐待を未然に防止することから、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする継続的な支援体制が必要です。

##### イ 高齢者の意思の尊重

高齢者虐待対応においても、高齢者の意思を尊重した対応が重要です。特に、虐待を受けている高齢者の多くは、自由に意思表示ができる状況にない場合が多いため、安心して自由な意思表示ができるよう丁寧な意思決定支援が必要です。虐待対応の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することであるため、高齢者の生命に関わる場合等、緊急性が高い事案については高齢者の安全確保を優先します。

##### ウ 高齢者の安全確保の優先、権利利益を守る迅速な対応

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。

入院や措置入所等の緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができない場合であっても高齢者の安全確保を最優先する必要があります。

その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築することや支援を行う等、時間をかけた対応が必要となることもあります。

また、高齢者が分離を望んでいなくても、高齢者の生命・身体の保護のために必要があれば、やむを得ない事由による措置等を行うことを躊躇すべきではありません。この場合、高齢者に対し、現在の虐待が生じている客観的状況を丁寧に説明することで、高齢者に保護の必要性の理解を促します。判断能力が低下している場合においても、高齢者が理解できるように促すことが必要です。

##### エ 組織的な対応

###### ①必ず組織で判断し、対応する

地方公共団体においては、高齢者虐待の事案に対しては、担当職員一人の判断で行うことを避け、組織的な対応を行うことが必要です。

相談・通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職等に相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方

向等について組織的に判断していく必要があります。

特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当職員一人への過度な負担を避け、また客観性を確保する等の視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

### ②適切に権限を行使する

高齢者虐待防止・養護者支援法では、虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をすることを規定しています（高齢者虐待防止・養護者支援法第9条第2項）。

養介護施設従事者等による虐待対応においても、高齢者を他施設等に保護することが必要な場合には、老人福祉法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講ずることや、同法第32条の規定により審判の請求をすることが可能です。

高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使することが必要です。そのためには、組織内での実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修等、実施を想定した体制を構築することが望まれます。

### ③記録を残す

虐待対応では、虐待の根拠となる客観的な情報を収集する必要があります。発言内容や状態・行動・態度等、見聞きした内容をありのまま記録するとともに、確認した日時や場所、担当者を明確に記載します。記録者の感情や主観を入れず、事実をそのまま記録することが重要です。

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りは全て記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要があります。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定に当たっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要です。

記録を残し、説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことはできません。

## オ 虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者、家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会、町内会等の地域組織との協力連携、地域住民へ的高齢者虐待に関する普及啓発、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築等によって、仮に虐待が起きても早期に発見し、対応できる仕組みを整えることが必要です。

法に基づく対応状況等調査結果からも、養護者による虐待の通報者として多いのが介護支援専門員（ケアマネジャー）であること、また、介護保険サービスを利用している場合は虐待の深刻度が低い傾向があることから、適切な介護保険サービスの利用を促し、介護サービス事業者等と連携していくことも重要です。

また、自宅や介護施設等から怒鳴り声や泣き声が聞こえる、服が汚れている、お風呂に入っている様子がない等の情報、施設に設置された相談窓口へ寄せられた情報等を活用した取

組が、早期発見等につながります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待では、当該養介護施設等の職員や管理職等からの通報が多く寄せられています。令和6年4月から全ての介護サービス施設・事業所には運営基準に基づく虐待防止措置が義務化されたことを踏まえ、施設・事業所内で虐待が発生した際の迅速な通報を促すことが重要です。

また、養介護施設等内で発生した事故の報告や利用者・家族等からの苦情相談、施設等に対する運営指導等によって虐待が発見される場合もあります。そのため、関連する部署間において情報共有を図り、連携して虐待対応を行える体制を整備しておく必要があります。

養介護施設従事者等による虐待対応においては、事実確認、高齢者の安全確保、再発防止のための運営改善支援・指導、行政処分等の検討等を行うことが求められますので、迅速な対応のために事前協議にて役割分担を整理しておくことが有効です。

なお、当該養介護施設等の指定権限が東京都にある場合、区市町村は都へ報告するとともに、指定権限を持つ都と連携・協働することが不可欠です。都との連携では、都が実施した指導監査結果や苦情等情報の共有、事実確認の実施、高齢者の保護、虐待の有無の判断、指導内容や改善計画内容の検討等を迅速に行えるよう、連携・協働体制を整備することが重要です。

## カ 高齢者とともに養護者を支援する

区市町村は、養護者による高齢者虐待の防止を目的に、養護者に対して、相談、指導及び助言を行うとともに、養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講ずるとされています（高齢者虐待防止・養護者支援法第6条、第14条）。虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、養護者への支援を適切に行うことが求められます。

### ①高齢者と養護者の利害対立への配慮

虐待対応においては、同じ職員が高齢者、養護者への支援を行った場合、それぞれの利害が対立して、根本的な問題の解決ができなくなる可能性があります。このため、高齢者への支援と養護者への支援は、それぞれ別の職員が分担して行う等、チームとして対応する必要があります。

### ②虐待の発生要因と関連する課題への支援

家庭内における高齢者虐待は、様々な要因によって引き起こされます。養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにもかかわらず必要な支援に結びついていないような場合には、それらの要因を一つひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、虐待を解消し、再発防止・未然防止することにつながります。

### ③養護者支援機関へのつなぎ

養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後に養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な

機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要です。

養護者支援は、虐待の未然防止、虐待の解消へつながる対応です。在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援（介護疲れ、経済的な問題、障害・疾病等）を必要としている場合も少なくありません。また、家族、親族間の関係性、家族親族の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係等、様々な問題・課題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者、家族、親族に対する支援を行うことが必要です。

### キ 関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の経緯に基づく人間関係や介護疲れ、金銭的要因等、様々な要因が影響しており、支援に当たっては、高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者（介護保険、高齢者福祉、障害福祉、医療、生活保護、生活困窮者支援の担当部局等）が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事案に対応することが必要です。

## （3）高齢者虐待の未然防止について

### ア 虐待は、年齢や経済状態等に関係なく起こりえる「身近な」もの

虐待は、特定の人や家族に限って起こる問題ではありません。児童虐待や配偶者暴力（DV）等の分野の研究でも、虐待は年齢・学歴・所得等に関係なく起こりえることが明らかになっており、高齢者虐待においても、あらゆる人や家庭ごとにリスクがあるものであり、「身近なもの」と捉えることが必要です。

### イ 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護の知識の周知等のほか、介護保険制度等の利用促進等による養護者の負担軽減策等が有効です。

また、近隣との付き合いがなく孤立している高齢者がいる世帯等に対し、関係者による働きかけを通じてリスクを低減させる等、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要となります。

「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」（以下「法に基づく対応状況等調査」という。）では、養介護施設従事者等における高齢者虐待の主な発生要因が「教育・知識・介護技術等に関する問題」となっており、高齢者虐待防止や認知症ケアに対する理解を高める研修の実施を促す等、管理者と職員が一体となった組織的な取組を推進していくことが重要です。